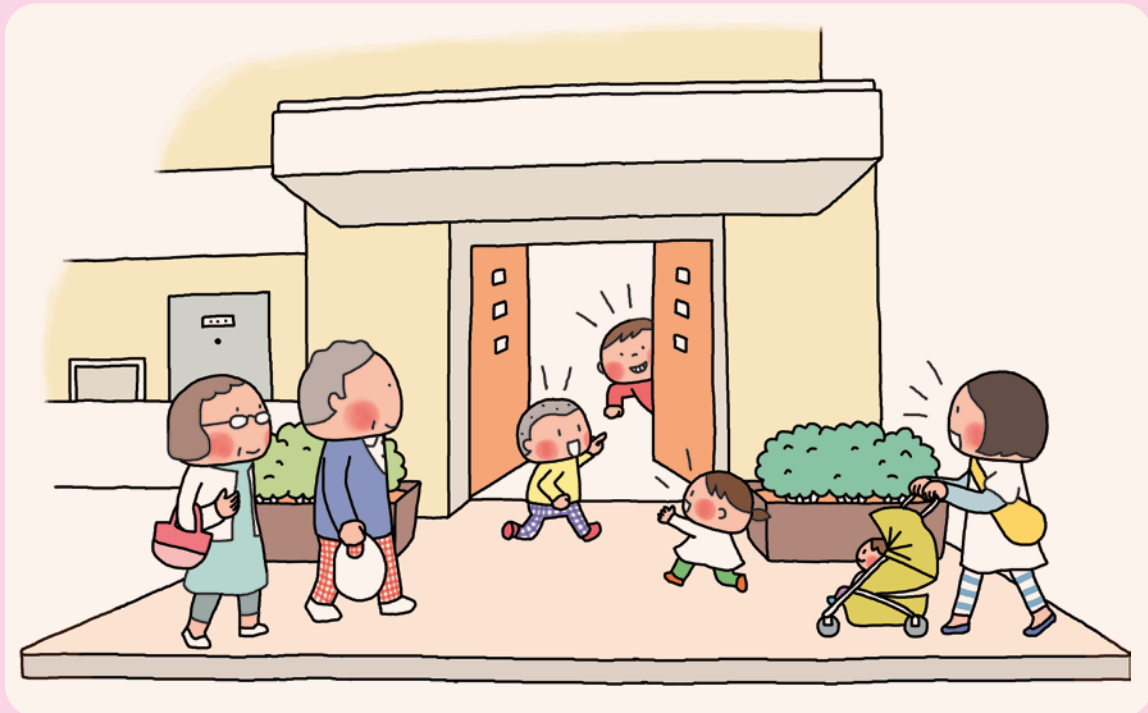


東京都子育て支援住宅認定制度



子育てに配慮された優良な
住宅を東京都が認定します!



東京都住宅政策本部

東京都子育て支援住宅認定制度とは

「東京都子育て支援住宅認定制度」とは、居住者の安全性や家事のしやすさなどに配慮された住宅で、子育てしやすい環境づくりのための取組を行っている**優良な住宅を東京都が認定**する制度です。

認定を受けることのメリット

「東京都子育て支援住宅」として東京都の認定を受けることによって、次のようなメリットがあります。

1 他物件との差別化が期待

入居希望者が他の住宅と比較検討する際の判断材料の一つになります。

2 認定マークの活用で広告効果や信頼度が向上

認定住宅の入居者募集時において、認定マークを活用することにより、広告効果や信頼度の向上が期待できます。

3 東京都ホームページによる認定物件のPR

認定住宅は、東京都のホームページ等に掲載します。幅広く情報の提供を行うことにより、認定住宅の認知度向上につながります。

4 整備費の一部等に補助金の活用が可能

認定住宅が所在する区市町村から、整備費用の一部等に補助金を受けることができます。

※ 区市町村における補助制度の有無については本パンフレットの問合せ先までお問い合わせください。

5 都市開発諸制度を活用して容積率の緩和を受けることが可能

認定住宅は、総合設計などの都市開発諸制度を活用して容積率の緩和を受けることができます。



《認定マーク》

対象となる住宅

「東京都子育て支援住宅」として認定申請できる主な要件は次のとおりです。

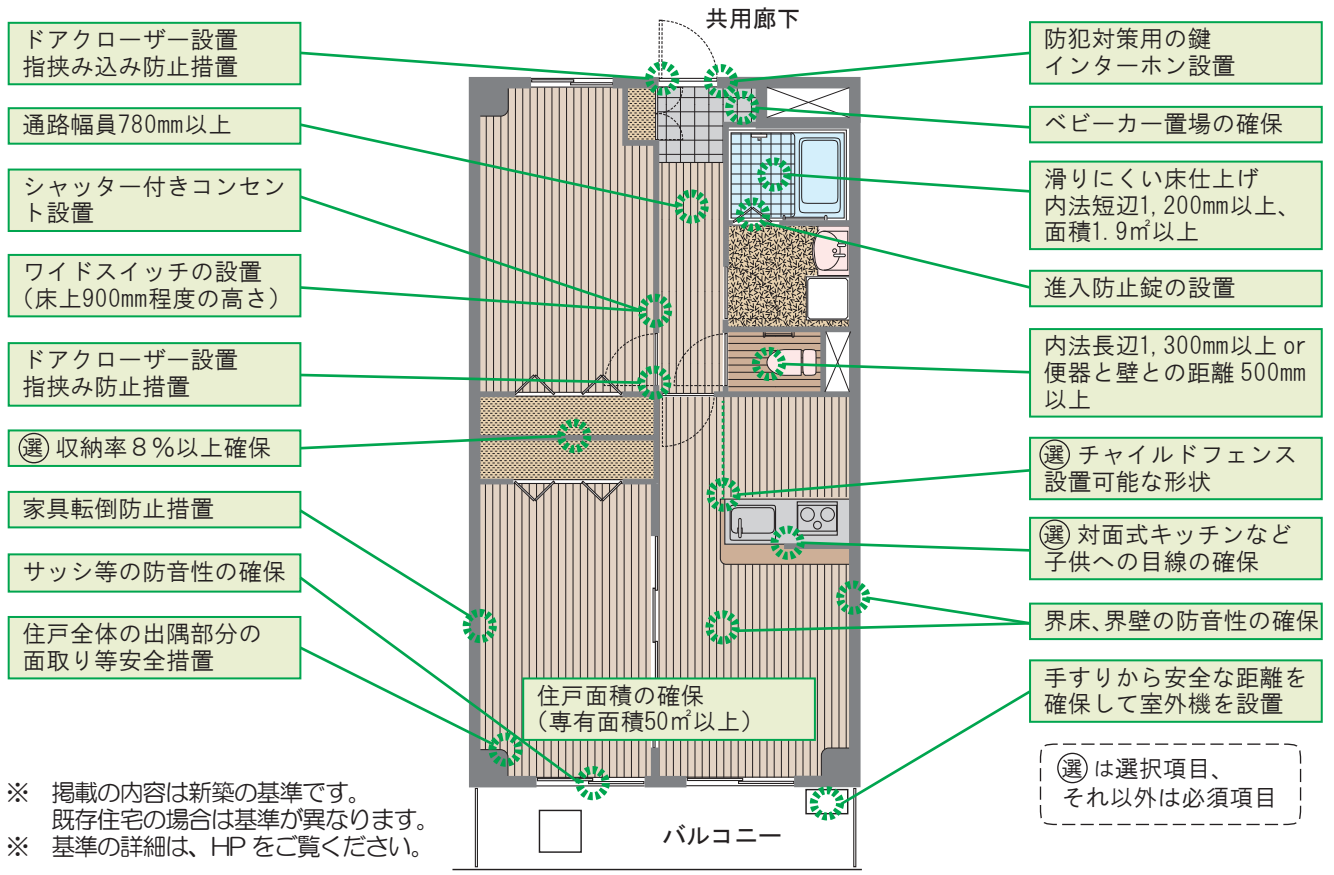
- 1 分譲又は賃貸の集合住宅であること（既存住宅も対象）
- 2 住戸の戸数が2戸以上であること
※ 1棟のうち、認定基準を満たす住戸のみ申請することも可能
- 3 住戸専有面積が原則50㎡以上であること
- 4 認定基準を満たした住宅であること
- 5 その他法令に違反していないこと

認定基準

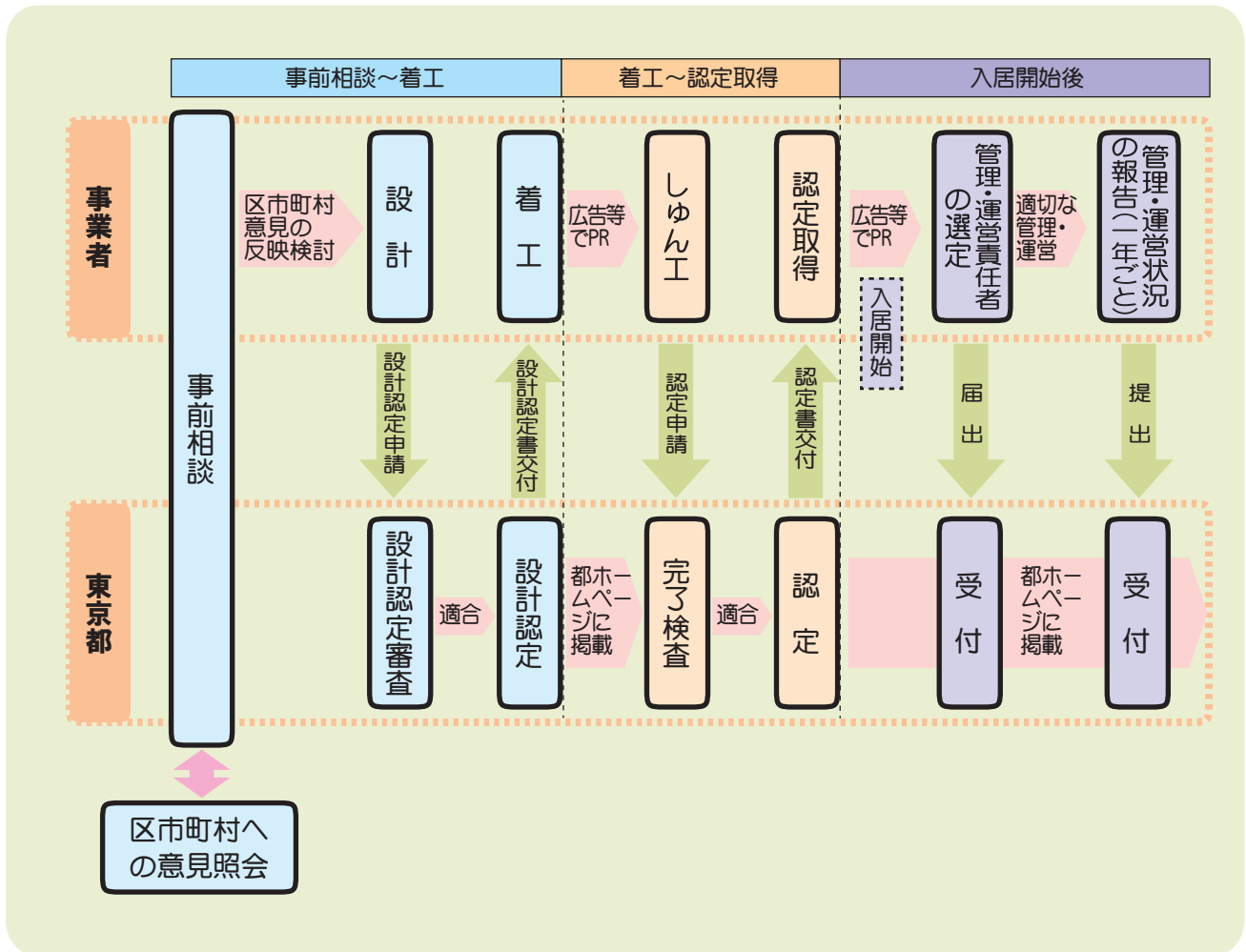
「東京都子育て支援住宅」の認定基準の概要は次のとおりです（新築の場合）。

認定基準	主な項目	新築集合住宅	
		必須項目 (全ての基準に適合)	選択項目
立地に関する基準	・子育てひろば等子供が遊べる施設等の周辺立地 ・保育所、小学校、学童クラブなどの施設の周辺立地 ・医療施設の周辺立地	1	4項目のうち 1項目以上適合
住戸内に関する基準	基本性能等に関する基準	44	19項目のうち 8項目以上適合
	単位空間別の基準		
共用部分に関する基準	基本性能等に関する基準	12	4項目のうち 1項目以上適合
	単位空間別の基準		
子育て支援施設やキッズルーム等の設置、 子育て支援サービスの提供に関する基準	・子育て支援施設、キッズルーム、交流スペース、屋外スペース ・育児相談、一時預かりサービス ・ベビーシッターなどの訪問保育サービス ・子育て支援サービスの情報提供	0	6項目のうち 1項目以上適合
区市町村からの意見の反映に関する基準	・区市町村からの意見を計画に反映	0	1
管理・運営に関する基準	・住宅計画、募集から入居までの配慮事項 ・安心して日常生活を送るための配慮事項 ・コミュニティ醸成のための配慮事項	6	1
合計		63	全35項目のうち 13項目以上適合

■専用住戸内の整備基準の概要（新築の場合）



認定手続



その他

- 1 認定は1年ごとに更新が必要です。
- 2 整備費用の一部に補助金を受けた場合、補助事業完了後原則10年間は適切に認定基準を維持していただく必要があります。
- 3 認定基準等は必要に応じて変更する場合があります。

申請受付・問合せ先

東京都住宅政策本部住宅企画部民間住宅課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎 13階南側

電話 03-5320-5011 (直通) FAX 03-5388-1481

東京都ホームページ

東京都子育て支援住宅 検索

リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。